

保育問題での国会論戦

保育士配置基準、処遇改善、子ども・子育て支援法改正、学童保育

2024年8月4日 福祉保育労京都地本との懇談 資料

日本共産党 井上哲士参議院議員事務所

岸田内閣の「異次元の少子化対策」

- 2023年1月4日 岸田総理が年頭記者会見で「異次元の少子化対策」に言及し、児童手当を中心に経済支援を強化、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を表明。
- 2023年3月31日 小倉将信こども政策担当大臣が「こども・子育て政策の強化について」（試案）を発表
- 2023年4月1日 こども家庭庁発足
- 2023年4月7日 全世代型社会保障構築本部の下に「こども未来戦略会議」を設置
- 2023年6月13日 「こども未来戦略方針」閣議決定
- 2023年6月16日 経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太方針）閣議決定
- 2023年12月22日 「こども未来戦略」閣議決定
- 2024年2月16日 子ども・子育て支援法等一部改正案国会提出
- 2024年6月5日 子ども・子育て支援法等一部改正案成立

政府の少子化対策は、世界第3位の経済的地位を守るため？

○「こども・子育て政策の強化について」（試案）

「個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させること、これが少子化対策の目指すべき基本的方向である」

○「こども未来戦略方針」

「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす…将来に明るい希望を持てる社会を作らない限り、少子化トレンドの反転はかなわない」

○「こども未来戦略」

「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす…将来に明るい希望を持てる社会を作らない限り、少子化トレンドの反転はかなわない。個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させること、これが少子化対策の目指すべき基本的方向である」

「少子化対策」は 個人の幸福追求を 支援してこそ

(2023年11月14日 内閣委)

井上議員：「こども・子育て政策の強化について」（試案）の冒頭では、少子化対策の目指すべき基本的な方向 として、個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させると述べております。私は大事な考えだと思うんですね。しかし、こども未来戦略方針にはこの記述が見当たりません。なぜ削ったのでしょうか。

加藤鮎子こども政策担当大臣：試案の考え方を受け継ぎ、こども未来戦略方針におきましては…若い世代の誰もが結婚や子どもを産み育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望を持てる社会をつくらない限り、少子化トレンドの反転はかなわないとされております。このように、若い世代の希望の実現と幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させるという考えには変わりはない。

井上議員：（こども未来戦略は）基本的な考え方として、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけなければ我が国の経済社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす…こうしているんですね。これではまるで、経済大国日本の地位を守るための出産奨励策のように読めるわけですよ…その考えの上で多様な価値観を尊重するということと、個人の幸福追求を支援することで結果として少子化のトレンドを反転させるというのは、私は大きな違いがあると思う。

75年ぶり 保育士の配置 基準改善

(2024年6月4日 内閣委)

こども家庭庁は、1歳児、4・5歳児の職員配置基準自体を改善すると、「基準に見合う保育士を確保できないところは法令違反になり、現場が混乱する」として、基準自体は変えず、加算措置で対応するとしていました。その後、保育関係者の皆さんの運動で、昨年12月の「こども未来戦略」には、「従前の基準により運営することも妨げない」との経過措置がついたものの、「最低基準の改正」が明記されました。それでも国際水準からはほど遠く、更なる改善が求められます。

井上議員：こども家庭庁は当初、配置基準を改善すると現場が混乱するので加算で対応したいということをお願いしていましたが、実際、基準改定によってどのような混乱が起きていると把握されているのでしょうか。

こども家庭庁：今般は最低基準を見直した上で経過措置を設けたことによりまして、保育士が確保できなかった園において子どもの受入れを減らすなどの混乱は生じていない。

井上議員：子どもたちにもう一人保育士を！全国保護者実行委員会と同全国実行委員会のみなさんが…全国の地方自治体にアンケート調査を行って、配置基準の改善状況について調査をしておられる…3歳児では、2015年から15対1への改善が加算により実施をされておりました…しかし23年度までの8年間で改善したのは928施設で全体の31.7%となっていた。ところが、今回この基準改正いたしますと、今年4月で724施設、来年4月で375施設、2030年までに33施設、合わせて1137施設、全体の38.7%が一気に実施ないし実施予定で、これによって公立施設の約7割で15対1が実現する…この調査結果を見れば、やっぱり加算にとどめずにこの基準自身を改定したという効果が非常に大きかった…経過措置はいつまでだということを決めて、そこに向けて職員を確保していくというやり方で最低基準の一層の改善を進めるべきだ。

保育士の処遇改善

—委託費の弾力運用で、人件費が企業の儲けに—

(2024年4月4日内閣委)

こども家庭庁はこの間、月額9000円、3%程度の処遇改善を図ってきたといえます。しかし全産業平均より月額5万円以上低い保育士の給与との格差を改善する水準とはとてもいえません。保育士の低い処遇の背景には、そもそも公定価格が低すぎる、営利企業の保育事業への参入、勤務経験が給与に反映されない等々、様々な問題があります。全産業平均との格差をなくす抜本的な改善が急務です。

井上議員：保育所の運営は、1963年の厚生省通知で社会福祉法人しか認可しない運用がされてきましたけれども、2000年の通知で社会福祉法人以外の許可申請を認めて、営利企業の保育事業参入に道を開きました…このことが保育士の処遇を悪化させている実態があります。わが党の文京区議団の調べでは…区内2園から合計1610万円を本部経費として吸い上げてきたある企業は…国は都区部の保育士の年収を約440万円と想定して運営費を支給していますが、この会社の経営する区内の保育園の保育事業者の平均年収は282万円にすぎない…東京都の調査では、社会福祉法人の経営する園の人件費の比率は平均70.5%なんです。これだけ大きな人件費の比率に差がある…委託費の弾力運用がこういう保育士の処遇悪化の要因になっている。

小倉将信こども政策担当大臣：委託費の弾力的な運用については、私どももこれを無制限に認めるものではなく…委託費が我々の考え通り適切に運用されるよう努めて参りたい。

井上議員：施設型給付の用途を明確に規制することや、委託費の弾力運用をやめる、人件費が人件費としてちゃんと保育士の皆さんに届くような、そういう仕組みにすべき。

保育士の処遇改善

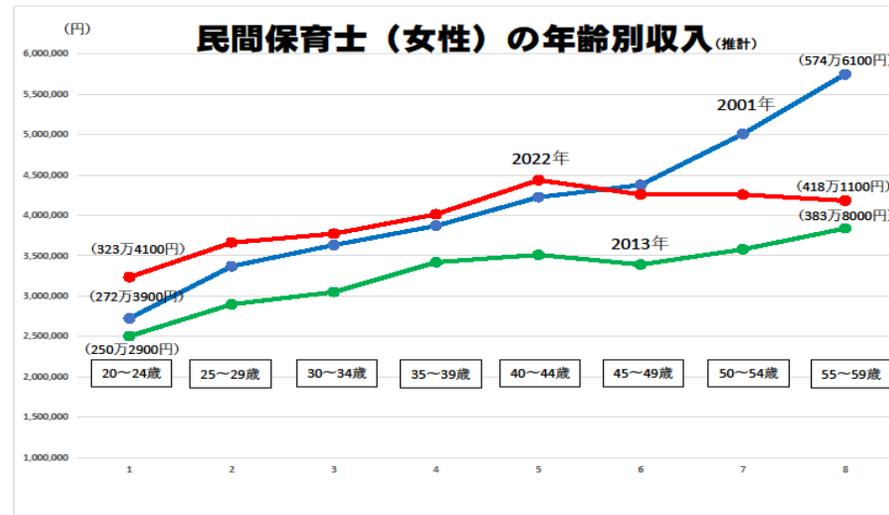
— 処遇改善加算Ⅰ 勤続11年以上は頭打ち —

(2023年11月14日 内閣委)

井上議員：2013年以降、年齢給に相当する対応として処遇改善等加算Ⅰが実施されています。しかし、この勤続年数に伴う加算率が勤続11年以上は12%で固定されているんですね。ですから、12年以上の経験は加算率に反映をされない、これが私は2022年以降の右肩下がりになっている…保育士としてのキャリアが正当に評価されるように、こうした加算率の頭打ちなど改善をする必要がある。

こども家庭庁：おっしゃるとおり、その11年というところで一つ段差が切れているという状況は事実でございます。ただ同時に…副主任の保育士や職務別の分野リーダーなどの技能、経験に応じた処遇改善加算等のⅡも実施しておりますので、双方合わせてキャリアを正当に評価をしていく。

井上議員：いろいろおっしゃいましたけど、現実の問題として今右肩下がりという実態が生まれている。



保育士の処遇改善

—低すぎる公定価格、実態に合わない小数点以下切り捨ての保育士配置の算定方法—

(2024年6月4日 内閣委)

井上議員：現場の困難の要因の一つに、公定価格そのものもあります…

(さらに) 最低基準に基づく職員配置の算定方法の問題がある…例えば(4・5歳児30対1の場合) 4歳児、5歳児19人、19人でありますと、合わせて38人、これでも四捨五入になりますから、結局(保育士) 1人しか配置をされないんですね。しかし、実際はクラス分けしておりますから2人要るんです。これ(1人分の人件費)を結局分けますから、なかなか実態として賃金が上がらない…小数点以下を四捨五入でやっていることを含めて改善してほしいという要望が出されている…こういう算定方式を変えることも必要。

加藤鮎子こども政策担当大臣：(真に必要な職員配置) 基準はどうあるべきか…科学的検証の手法やエビデンスにかんする知識について情報の整理が必要となる…まずは科学的検証の手法について整理を行う必要があると考えてございます。

井上議員：実際には多くの保育園で4歳児、5歳児別のクラスになっているんです。科学的検証と言われましたけど、事実見てほしいんです。

こども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

◎は支援納付金充当事業

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]

- ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設**

- ・ 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育ての推進

○ **出生後休業支援給付(育休給付率を手取り10割相当に)**

- ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]

○ **育児時短就業給付(時短勤務時の新たな給付)** (◎)

- ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

○ **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～

- ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入(8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※)。医療保険料とあわせて徴収

※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安

- ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
- ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特別公債を発行

○ **こども・子育て政策の見える化の推進**

- ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設(子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定)

給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

最大の問題は その財源

—加速化プラン3.6兆円のうち2.1兆円は、医療・介護・福祉の公費削減と新たな国民負担の支援金で確保—

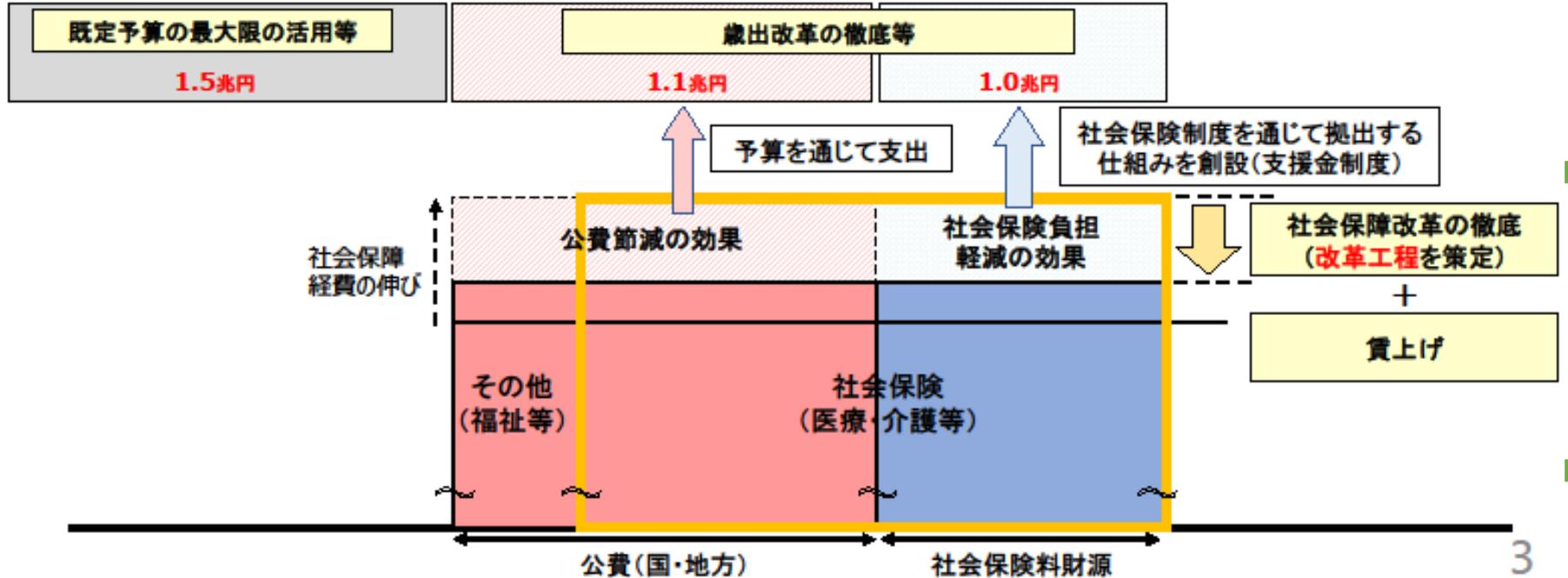
こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）（参考資料）

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化 1.7兆円	全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 1.3兆円	共働き・子育ての推進 0.6兆円
-------------------	----------------------------------	---------------------

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等



子ども・子育て支援特別会計（こども金庫）の創設とは？

子ども・子育て予算
拡充の財源は…

- ①医療・介護の一層の削減
- ②事業主拠出金の引き上げ
- ③雇用保険料の引き上げ
- ④支援金の引き上げ
- ⑤こども金庫を原資にした特例公債発行

でまかなうという、
新たな仕組み作り

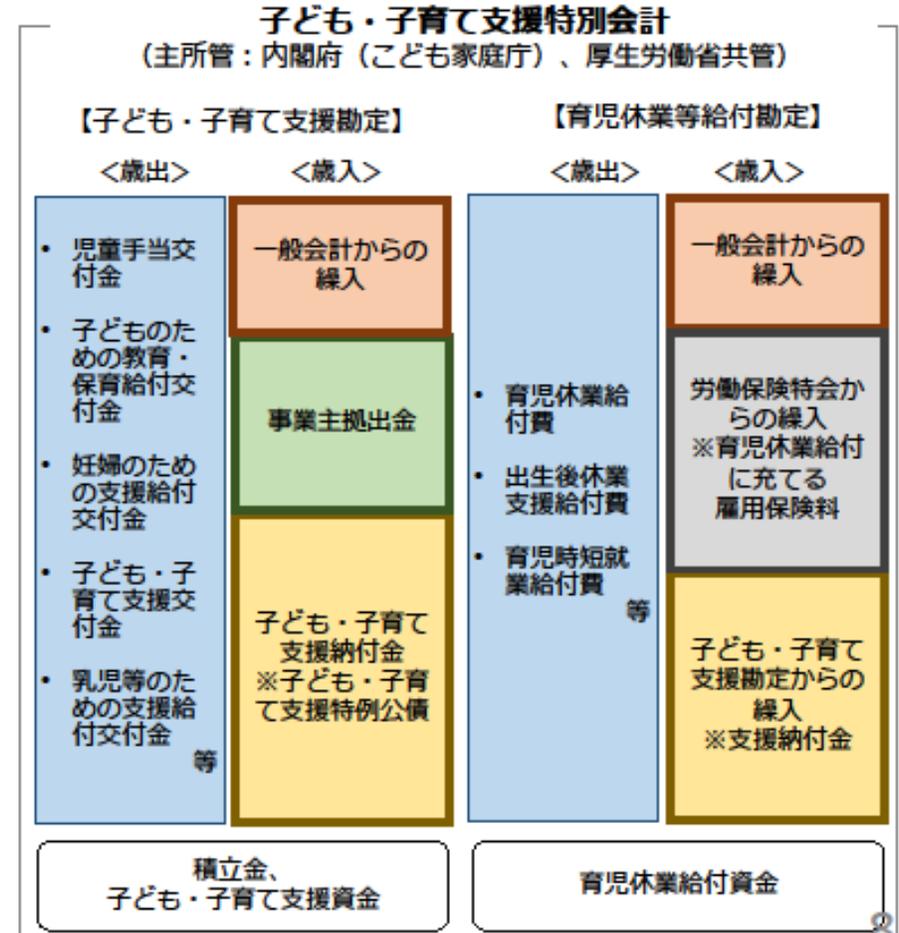
2 子ども・子育て支援特別会計の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設する。

- ① 子ども・子育て支援特別会計は、児童手当、子どものための教育・保育給付、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付、育児休業等給付等に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。
- ② 子ども・子育て支援特別会計を「子ども・子育て支援勘定」及び「育児休業等給付勘定」に区分し、子ども・子育て支援勘定は内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定は厚生労働大臣が管理する。 ※主な歳入・歳出は右図のとおり。
- ③ 事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金、雇用保険料といった特定の財源に係る決算剰余金が、特定の財源を充当する経費以外に使われることのないよう、子ども・子育て支援勘定に「積立金（事業主拠出金）」及び「子ども・子育て支援資金（子ども・子育て支援納付金）」、育児休業等給付勘定に「育児休業給付資金（育児休業給付に充てる雇用保険料）」を置き、分別管理する。

※ 上記に伴い、年金特別会計・労働保険特別会計にかかる規定につき所要の整備を行う。

【特別会計に関する法律】



支援金制度

社会保険料に上乗せ徴収されるのに、「社会保障負担率は上がらないので国民の実質負担なし」のごまかし

(2024年5月21日 参内閣委)

井上議員：高すぎて払えない国保料になっていて、滞納率は全国的に11.4%…これに支援金が上乗せされる…政府は支援金制度を導入しても社会保障負担率は上がらない、新たな負担増にはならないと説明してきましたけど…この社会保障負担率とはいったい何なのか。

内閣府：家計や企業などに義務的にご負担をいただいている社会保険料の合計額が国民所得に占める比率でございます。

井上議員：ということになりますと、例えば介護保険の利用料の負担が増えたり、医療費の窓口負担が増えたり、国民にとっては実際に負担が増えても、この社会保障負担率には影響がないということでしょうか。

内閣府：先生ご指摘の通り、今申し上げましたように、社会保険料の合計額を分子としておりますので、先生今ご指摘いただいたような介護保険の利用者負担や医療保険の窓口負担はこの分子に含まれておりません。従って、こうしたものが増加した場合でも、直接的には社会保障負担率には影響を与えない。

井上議員：利用料や窓口負担が増えたら、国民にとっては社会保障負担の増大そのものなんです。ところが、社会保障負担率には反映しないというわけですね。これ本当にごまかした。

1 事業の目的等

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円（※）、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降） ※法案（検討中）の内容																																																																		
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	<u>高校生年代までの国内に住所を有する児童</u> （18歳到達後の最初の年度末まで）																																																																		
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	<u>所得制限なし</u>																																																																		
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律：10,000円 所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付） 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 <u>第3子以降：30,000円</u> 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 <u>第3子以降：30,000円</u> 																																																																		
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																																		
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																																																																		
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	<u>6回（偶数月）</u> （各前月までの2カ月分を支払）																																																																		
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>専業主</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満 （所得制限以上）</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>8/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳未満 （所得制限以下）</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降 （所得制限以上）</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降 （所得制限以下）</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table>		被用者			非被用者		公務員	専業主	国	地方	国	地方	3歳未満 （所得制限以上）	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	所属庁 10/10	3歳未満 （所得制限以下）		2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10	3歳以降 （所得制限以上）		2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10	3歳以降 （所得制限以下）		2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>専業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td>2/15</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>1/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td>2/9</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度（仮称）の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特別公債を発行。</p>		被用者			非被用者		公務員	支援納付金(※)	専業主	支援納付金	国	地方	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	2/15	所属庁 10/10	3歳以降	1/3		1/3	4/9	2/9	所属庁 10/10
	被用者			非被用者		公務員																																																														
	専業主	国	地方	国	地方																																																															
3歳未満 （所得制限以上）	7/15	16/45	8/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																														
3歳未満 （所得制限以下）		2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																														
3歳以降 （所得制限以上）		2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																														
3歳以降 （所得制限以下）		2/3	1/3	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																														
	被用者			非被用者		公務員																																																														
	支援納付金(※)	専業主	支援納付金	国	地方																																																															
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	2/15	所属庁 10/10																																																														
3歳以降	1/3		1/3	4/9	2/9	所属庁 10/10																																																														

支援金で国庫負担を肩代わり

— 児童手当は拡充…でも国庫負担は削減 —

3歳未満（被用者）	35.6% → 0%
3歳未満（非被用者）	67% → 26.7%
3歳以上	67% → 44.5%

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助を令和5年度補正予算で計上。（232億円、補助率10/10）

一時預かり事業と試行的事業、 こども誰でも通園制度の関連について

	一時預かり事業	こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業	こども誰でも通園制度
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施主体となる補助事業	法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付） （令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け）
実施自治体	1,269自治体で実施	115自治体（令和6年4月26日時点）	全ての自治体（1,741）で実施
事業の目的や内容	<p>①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児</p> <p>②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）</p>	<p>○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略）</p> <p>○こども誰でも通園制度の創設を見据え、試行的事業を実施する。</p>	<p>○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略）</p> <p>（参考）改正後の子ども・子育て支援法 第七条（略） 11 この法律において「乳児等通園支援」とは、児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。 （支給要件） 第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特別施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特別地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。</p>
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できる ※親子通園も可能とする	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	補助基準上一人当たり「月10時間」を上限	10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間（改正後の子ども・子育て支援法第30条の20第3項） ※試行的事業の実施状況や全国的な提供体制の確保状況等を踏まえながら、都府県を含め全国の自治体において提供体制を確保できるかといった観点から、今後検討。なお、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）
人員配置	<p>①一般型 ○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。 ○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。</p> <p>②余裕活用品 ○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。</p>	<p>①一般型 ○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。 ○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。</p> <p>②余裕活用品 ○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。</p>	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討

こども誰でも通園制度

親の就労にかかわらず、全てのこどもの育ちを応援するといいますが…

ー実施されるのは「保育」じゃない？

井上議員：児童福祉法の第6条は、保育を養護及び教育と定義しております…こども誰でも通園制度は、保育を実施されるという規定になっているのでしょうか。

こども家庭庁：適切な遊びあるいは生活の場を与える…事業…これ（保育）とは別の規定というふうに定義をしてございます。

ー利用調整もなく、行政の関与が後退

井上議員：保育所や認定こども園については、市町村が施設の利用を保障する利用調整が規定されておりますが、こども誰でも通園制度はどうなるのでしょうか。

こども家庭庁：市町村の利用調整を経ずに、保護者が事業所の空き状況を確認し、利用申請を直接していただく。

ー自由利用のニーズなし

井上議員：中身でも利用調整でも、行政の関与は後退するんですね。私は、この保育サービスを購入するという、保育の市場化が際立った制度になっていくと思う…利用する園、月、曜日や時間を固定せず利用する自由利用方式が選択できる…居住地以外の都道府県をまたいだ自由利用を認めるだけの具体的なニーズを把握しているのでしょうか。

こども家庭庁：現時点で網羅的に利用者からそのようなニーズを取っているということではありません…

(2024年5月30日 参院内閣委)

学童保育

—学校の空き教室、プレハブでなく、
専用施設の整備こそ—

(2024年3月12日 内閣委)

井上議員：待機児童が1.6万人もいる現状は、一刻も早く解消しなければなりません…そもそも新・放課後子ども総合プランでは…学童保育専用の施設を学校外に新たに建設することに否定的な方向性を示しておりましたけれども、放課後児童対策パッケージも同様の考えなのでしょうか。

こども家庭庁：パッケージでは、学校施設内での場の確保ができない場合には学校外での施設整備の必要性について示した…令和5年度の補正予算や令和6年度の予算においても、待機児童が発生している自治体における施設整備の補助率のかさ上げ…などを計上しているところでございます。

井上議員：全日本建設交運一般労働組合の全国学童保育部会の皆さんが子どもたちからたくさん声を聴いている…もっと学童を広くしてほしい、男女別のトイレがほしい、勉強する部屋、遊ぶ部屋など用途別の部屋がほしい…プレハブの学童に通う子どもたちからは、夏は暑いし冬は寒い、歩くと床が振動して文字を書いているとずれたりして困る…子どもたちが望んでいるのは、学校の空き教室やタイムシェアでもプレハブでもない…安易な場所の確保を推奨するのではなく、基準を満たす学童保育専用施設を計画的に整備することで待機児童解消を図るべきだ…

学童保育

— 専門職にふさわしい指導員の
処遇を —

(2024年3月12日 内閣委)

井上議員：政府の2021年度の調査では、常勤者が手当、一時金込みで年収285.7万円、非常勤で146.1万円…全国学童保育連絡協議会の調査では、年収150万円未満が48.4%…この低賃金が専門職にふさわしい水準なのか。

こども家庭庁：18時半を超えて開所する放課後児童クラブの職員の賃金改善に必要な経費の補助、勤続年数や研修実績に応じた処遇改善事業の実施…こうした取組を通じまして、処遇改善が実施されるよう各自治体に事業の活用を働きかけていく。

井上議員：放課後児童支援員等処遇改善事業の採択実績は23%にすぎない…放課後児童指導員キャリアアップ処遇改善事業30%…自治体からは、扶養を外れて困るなど賃上げを求めない声もあるというが、指導員の給与水準が家計補助的な働き方しかできない実態に留まっている…こども家庭庁のいう常勤とはフルタイムの正規職員ということか。

こども家庭庁：事業所の開所している日と時間の全てを年間を通じて従事している職員。

井上議員：施設で定めた勤務時間では受け入れ準備や打ち合わせの時間が考慮されない…社会保険の加入や退職金制度の整備など、専門職にふさわしい処遇が保障されるような常勤職の基準を示すべきだ。

学童保育

— 児童福祉法に位置づけ、公的責任を明確に —

(2024年3月12日 内閣委)

井上議員：2015年の基準では、放課後児童支援員の専門職としての資格要件と人員配置は従うべき基準とされていた…ところがその後全て参酌基準に緩和された…なぜこんなことになってしまうのか。児童福祉法上、保育所には市町村の保育の実施義務が定められているが、学童保育は放課後児童健全育成事業としか位置づけられていない…市町村には地域の実情に応じて同事業を推進する努力義務が定められているに過ぎない。こうした法的な位置づけが基準の緩和などの問題の背景にある。学童保育を児童福祉施設に位置づけ、公的責任を明確にすべき。

加藤鮎子こども政策担当大臣：実施主体が多様であることを踏まえ地域の創意工夫を生かせるよう実施している。

井上議員：コロナ禍で全国一斉休校が行われた際に、保育所と学童保育は開所を要請された。小学校に通う子どもを持つ親にとって学童保育は保育所と同様になくてはならない施設だということを政府自身も認めていた。働く親を支えて子どもたちの健やかな成長発達の権利を保障する本来の意義に立脚して、しっかりとした法的位置づけにするべきだ。